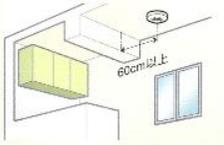
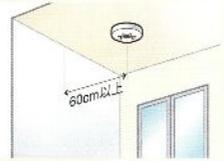


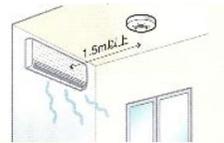
火災警報器は家のどこに取り付ければいいの？

天井への取り付け

住宅用火災警報器の中心を壁面や梁から 60cm 以上離します。

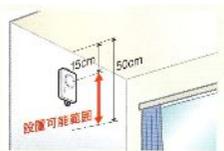


換気扇やエアコンなどの吹き出し口から 1.5m 以上放します。



壁面への取り付け

住宅用火災警報器の中心が天井から 15~50cm 以内になるようにします。



設置義務
1 階以外に寝室がある場合、階段にも取り付ける必要があります。

注意
八尾市では居間は努力設置です。居間に設置する火災警報器は「煙式」を取り付けるようにしましょう。

設置義務
住居内の寝室に取り付けましょう。

注意
八尾市では台所は努力設置です。台所に設置する火災警報器は「熱式」を取り付けるようにしましょう。

設置義務
寝室となる部屋には取り付けましょう。

住宅用火災警報器購入の際は、悪質な訪問販売やかたり商法にご注意！



住宅用火災警報器の設置が義務化されたことで、これを悪用して不適正な価格で販売したり、「消防署のほうから来ました」などと公的機関あるいは関係機関であるかのように装って販売する業者が出てくる可能性があります。

公的機関から販売に訪れることはありませんので、ご注意ください。

また、万一、訪問販売で間違えて購入されたような場合は、クーリングオフの対象ですから、期間内であれば解約できます。

- ※ 住宅用火災警報器の問い合わせ先
八尾市消防本部 予防課防火啓発係
八尾市消防署 予防係
電話 072-992-0119 (代)
- ※ クーリングオフ等についての相談窓口
八尾市経済環境部産業政策課 消費生活係
電話 072-924-8531 (直)
八尾市立くらし学習館 (旧八尾市婦人会館)
電話 072-922-6185

天井取付タイプ



天井に設置する場合には、まず、取付ベースを本体からはずして取り付け、本体を設置する。

壁掛けタイプ



壁や柱に設置する場合には、天井と同様に取付ベースを取り付ける製品と、フックが付いていて、ネジ釘や釘で、取り付けられます。



日本消防検定協会が鑑定し、国の技術基準に適合している住宅用火災警報器には上記のマークが付いています。

購入される場合の目安にしてください。